川崎市国民健康保険料口座振替（自動払込）事務取扱要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、川崎市国民健康保険料（以下「保険料」という。）の口座振替又は自動払込（以下「口座振替」という。）の事務手続について、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　対象者は、保険料の納付義務者とする。

（対象保険料）

第３条　口座振替により納付できる保険料は、現年度調定分とする。

（取扱金融機関）

第４条　口座振替を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）は、川崎市金銭会計規則に規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関とする。

（取りまとめ店）

第５条　取扱金融機関の取りまとめ店は、川崎市金銭会計規則に規定する取りまとめ店とする。ただし、株式会社ゆうちょ銀行については、川崎店とする。

（指定預金口座）

第６条　口座振替を取り扱う口座は、取扱金融機関に開設された普通預金、当座預金又は通常貯金のうち、納付義務者が指定した一口座（以下「指定預金口座」という。）とする。

（振替方法）

第７条　口座振替の振替方法は、「全期振替（一括納付）」又は「期別振替」とする。ただし、全期振替の場合において、資金不足等の事由により振替を行えなかったとき、振替開始月が７月以降のとき又は年度途中で保険料が増額したときは、当該年度については期別振替とする。

（振替日）

第８条　全期振替の振替日は、第１期の納期の 27 日とし、期別振替の振替日は、各期の納期の 27 日とする。ただし、27 日が取扱金融機関の休業日に当たるときは、その翌営業日とする。

（申込手続）

第９条　納付義務者は、口座振替による納付又は振替方法の変更を希望するときは、必要事項を記入し、口座届出印を押印した「口座振替納付（自動払込利用申込書兼廃止届書）依頼書（金融機関控）（第１号様式。以下「依頼書」という。）」、「口座振替納付（自動払込受付通知書兼廃止届書）届（川崎市控）（第２号様式。以下「届出書」という。）」及び「口座振替納付（自動払込利用申込書兼廃止届書）依頼書（依頼者控）（第３号様式。以下「依頼者控」という。）」を取扱金融機関に提出するものとする。

２　納付義務者は、Web 口座振替受付サービスを利用して、口座振替による納付又は振替方法の変更を希望するときは、Web 口座振替受付サイトから取扱金融機関のサイトを介して入力したデータ（以下「届出データ」という。）を送信するものとする。

３　納付義務者は、ペイジー口座振替受付サービスを利用して、口座振替による納付又は振替方法の変更を希望するときは、必要事項を記入した「口座振替納付依頼書（川崎市控）（第４号様式。以下「ペイジー依頼書」という。）」及び「口座振替納付依頼書（本人控）（第５号様式。以下「ペイジー本人控」という。）」を川崎市に提出するとともに、指定預金口座のキャッシュカードを専用端末に読み込ませ、当該キャッシュカードの暗証番号を入力するものとする。

４　取扱金融機関は、依頼書及び届出書の提出を受けたときは、その内容に不備がないかを確認し、受付印を押印のうえ、依頼者控を納付義務者に返却するとともに、取りまとめ店を経由して届出書を川崎市に送付するものとする。

５　川崎市は、ペイジー依頼書の提出を受けたときは、その内容に不備がないかを確認し、受付

印を押印のうえ、口座振替契約確認書の控を付してペイジー本人控を納付義務者に返却するものとする。

６　川崎市は、届出書、届出データ及びペイジー依頼書により口座振替を開始（変更）する際は、「口座振替開始（変更）のお知らせ（第６号様式）」を作成し、納付義務者に送付するものとする。

（取消手続）

第 10 条　納付義務者は、口座振替の取消を希望するときは、必要事項を記入し、口座届出印を押印した依頼書及び届出書を取扱金融機関に提出するものとする。

２　取扱金融機関は、前条第４項と同様に処理するものとする。

３　川崎市は、届出書の送付を受けたときは、以後の納期分保険料について国民健康保険料納付書・領収書（川崎市金銭会計規則に定める。）を作成し、納付義務者に送付するものとする。

（口座振替の開始月）

第 11 条　川崎市は、原則として、毎月 25 日までに取扱金融機関で受け付けた届出書及び Web 口座振替受付サービスで受け付けた届出データについては翌々月から、毎月末日までに川崎市で受け付けたペイジー依頼書については翌月から、第８条に定めるところにより口座振替の取扱いを開始するものとする。

（納付書等の交付）

第 12 条　川崎市は、届出書、届出データ及びペイジー依頼書に基づき、「収納済通知書㊍㊙（第７号様式。以下「納付書」という。）」、「口座振替請求及び振替結果総括書（第８号様式。以下「総括書」という。）」及び「口座振替明細書（第９号様式。以下「明細書」という。）」を取扱金融機関ごとに作成し、振替日の５日前（営業日）に取りまとめ店に交付するものとする。ただし、一括振替を行う取扱金融機関においては、明細書の内容を記録した口座振替請求データ（以下「明細データ」という。）を振替日の 10 日前（営業日）から５日前（営業日）までに川崎市が指定する口座振替データ伝送サービス（以下「伝送サービス」という。）を利用して、取扱金融機関に送信するものとする。

（委託者の都合による停止）

第 13 条　口座振替は、委託者の都合により停止することができるものとする。

２　川崎市は、口座振替を委託者の都合により停止するときは、「振替停止分連絡票（第 10 号様式又は第 11 号様式）」を作成し、振替日の３日前（営業日）までに取りまとめ店に送付するものとする。

（振替納付手続）

第 14 条　取扱金融機関は、振替日に指定預金口座から明細書又は明細データに記載されている金額を振替により川崎市に納付するものとする。

（振替不能分の取扱い）

第 15 条　取扱金融機関は、資金不足、委託者の都合等の理由により振替不能となったときは、明細書又は明細データの不能欄に別表のとおり理由を付して、振替不能の処理を行うものとする。

（総括書等の送付）

第 16 条　伝送サービスによらない取扱金融機関は、振替を行ったときは、振替日を含めて４日以内（営業日）に、取りまとめ店を経由して総括書及び明細書を川崎市に提出するものとする。また、一括振替を行った取扱金融機関は、伝送サービスを利用して、明細データ（振替表示済みのもの）を振替日を含めて４日以内（営業日）に、引き渡すものとする。

（取扱手数料）

第 17 条　口座振替に係る取扱手数料は、取扱金融機関と協議のうえ、川崎市において負担するものとする。

（その他）
第 18 条　この要綱に規定するもののほか必要な事項は、別に定める。
附　則
（施行期日）
１　この要綱は、平成 26 年４月１日から施行する。
（関係要綱の廃止）
２　この要綱の制定に伴い、国民健康保険料口座振替（自動払込）事務取扱要綱（平成 10 年４月１日施行）は廃止する。
附　則
この要綱は、平成 28 年 11 月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和３年 11 月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和７年１月６日から施行する。

別表（要綱第 15 条関係）

振替不能区分

内　容	表　示
資金不足	①
取引なし	②
預金者の都合による振替停止	③
預金口座振替依頼書なし	④
川崎市の都合による振替停止	⑧
その他	⑨

支払不能区分が⑧と重複するときは⑧を優先する。

第１号様式

口座振替納付（自動払込利用申込書兼廃止届書）依頼書（金融機関控）

国保　川崎市

【この依頼書等は三枚まとめて金融機関に提出してください】

依頼先			
◯	銀行等（ゆうちょ銀行を除く）	銀行 信金　信組 農協　労金	本店 支店 出張所　様
◯	ゆうちょ銀行	横浜貯金事務センター　様	

２０　年　月　日

区分		
◯	新規	約定その他記載事項を確認の上、依頼します。
◯	取消（廃止）	取消（廃止）をしたいので届け出ます。

納付義務者				
住所	〒　－ 川崎市　　区			
フリガナ		電話	自宅	（　　）　－
氏名			携帯その他	（　　）　－

種別	被保険者番号		振替（払込）方法		振替（払込）日
国民健康保険料	記号 ５０	－ 番号	◯	全期	第１期（６月）の27日
			◯	期別	各期の27日

※１　全期振替のお申し込みが第１期（６月）の振替（払込）に間に合わない場合は、その年度については「期別振替」となり、翌年度から「全期振替」となります。
※２　27日が金融機関の休業日（土曜日・日曜日・祝日など）にあたる場合は、翌営業日が振替（払込）日となります。

口座名義人カナ（左ヅメ）	口座名義人氏名	届出印

【指定預金口座】

銀行等（ゆうちょ銀行を除く）			
金融機関記入欄		預金種目	
金融機関番号	店番号	◯	普通
		◯	当座
口座番号（右ヅメ）			

約定

※１　私が支払うべき納付金について川崎市から貴店に納入の通知書等が送付されたときは、私に通知することなく、振替日に当該納付金額を指定預金口座から引落しの上、川崎市の歳入金として収納してください。
※２　預金の引落しに当たっては、当座勘定規定又は預金規定にかかわらず、小切手の振出し又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。
※３　指定預金口座の残高（当座貸越（自動貸付）を利用できる範囲内の金額を含む。）が振替日において、納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく、当該納入の通知書等を川崎市に返却されても差し支えありません。
※４　この契約は、当時残高不足等により、貴店又は川崎市が必要と認めた場合には、解除されても異議ありません。
※５　引き落とされた納付金についての領収書の請求はいたしません。

ゆうちょ銀行　※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。			口座名義人住所
金融機関番号	通帳記号（５桁目がある場合は「の欄」にご記入ください。）	通帳番号（右ヅメ）	
９９００	の		払込開始（利用廃止）　年　月

年金からの差引きによる納付（特別徴収）の方へ	年金からの差引きによる納付（特別徴収）から口座振替による納付に変更する場合は、口座振替の申込とともに「国民健康保険料納付方法変更申出書」の提出が必要になりますので、住所地を管轄する区役所の国民健康保険担当へお問い合わせください。

取りまとめ課
健康福祉局 収納管理課
連絡先 〒210-8577 川崎区宮本町１番地 （044-200-3595）

ゆうちょ銀行使用欄

種目	種目コード		契約種別コード	払込先口座番号
	新規	廃止		
国保	166	176	28	00230-0-960211
払込先加入者名			川崎市会計管理者	

注：　受付店は、依頼書に記入された通帳記号番号を貯金通帳等で確認してください。また、受付店は各葉に日附印を押印し、ゆうちょ銀行川崎店（〒210-8799）へ送付してください。

金融機関使用欄

	検印	金融機関受付日附印
印鑑照合	受付印	

金融機関保管用１枚目

第２号様式

口座振替納付（自動払込受付通知書兼廃止届書）依頼書（川崎市控）

国保　川崎市

２０　　年　　月　　日

【この依頼書等は三枚まとめて金融機関に提出してください】

依頼先			
○	銀行等（ゆうちょ銀行を除く）	銀行 信金 信組 農協 労金	本店 支店 出張所 様
○	ゆうちょ銀行	横浜貯金事務センター 様	

区分		
○	新規	約定その他記載事項を確認の上、依頼します。
○	取消（廃止）	取消（廃止）をしたいので届け出ます。

納付義務者					
住所	〒　－ 川崎市　　区				
フリガナ		電話	自宅	（　　）　－	
氏名			携帯その他	（　　）　－	

種別	被保険者番号		振替（払込）方法		振替（払込）日
国民健康保険料	記号 50	－	○	全期	第１期（６月）の27日
			○	期別	各期の27日

※１　全期振替のお申し込みが第１期（６月）の振替（払込）に間に合わない場合は、その年度については「期別振替」となり、翌年度から「全期振替」となります。
※２　27日が金融機関の休業日（土曜日・日曜日・祝日など）にあたる場合は、翌営業日が振替（払込）日となります。

口座名義人カナ（左ヅメ）	口座名義人氏名	届出印

【指定預金口座】

銀行等（ゆうちょ銀行を除く）				川崎市処理欄
金融機関記入欄		預金種目		
金融機関番号	店番号	○	普通	
		○	当座	
口座番号（右ヅメ）				

ゆうちょ銀行　※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。			口座名義人住所
金融機関番号	通帳記号（６桁目がある場合は「の欄」にご記入ください。）	通帳番号（右ヅメ）	
９９００	の		払込開始（利用廃止）　年　月

年金からの差引きによる納付（特別徴収）の方へ	年金からの差引きによる納付（特別徴収）から口座振替による納付に変更する場合は、口座振替の申込とともに「国民健康保険料納付方法変更申出書」の提出が必要になりますので、住所地を管轄する区役所の国民健康保険担当へお問い合わせください。

取りまとめ課
健康福祉局 収納管理課 連絡先 〒210-8577 川崎区宮本町１番地 （044-200-3595）

ゆうちょ銀行使用欄				
種目	種目コード		契約種別コード	払込先口座番号
国保	新規 166	廃止 176	28	00230-0-960211
払込先加入者名			川崎市会計管理者	
注：受付店は、依頼書に記入された通帳記号番号を貯金通帳等で確認してください。また、受付店は各業に日附印を押印し、ゆうちょ銀行川崎店（〒210-8799）へ送付してください。				

金融機関使用欄			検印	金融機関受付日附印
		印鑑照合	受付印	

金融機関⇒川崎市収納管理課２枚目

第３号様式

口座振替納付（自動払込利用申込書兼廃止届書）依頼書（依頼者控）

国保　川崎市

２０　年　月　日

【この依頼書等は三枚まとめて金融機関に提出してください】

依頼先			
○	銀行等（ゆうちょ銀行を除く）	銀行　本店 信金　信組　支店 農協　労金　出張所　様	
○	ゆうちょ銀行	横浜貯金事務センター　様	

区分		
○	新規	約定その他記載事項を確認の上、依頼します。
○	取消（廃止）	取消（廃止）をしたいので届け出ます。

納付義務者				
住所	〒　－ 川崎市　区			
フリガナ		電話	自宅	（　）　－
氏名			携帯その他	（　）　－

種別	被保険者番号		振替（払込）方法		振替（払込）日
国民健康保険料	記号 ５０	－ 番号	○	全期	第１期（６月）の27日
			○	期別	各期の27日

※１　全期振替のお申し込みが第１期（６月）の振替（払込）に間に合わない場合は、その年度については「期別振替」となり、翌年度から「全期振替」となります。
※２　27日が金融機関の休業日（土曜日・日曜日・祝日など）にあたる場合は、翌営業日が振替（払込）日となります。

口座名義人カナ（左ヅメ）	口座名義人氏名	届出印

【指定預金口座】

銀行等（ゆうちょ銀行を除く）			
金融機関記入欄		預金種目	
金融機関番号	店番号	○	普通
		○	当座
口座番号（右ヅメ）			

約定

※１　私が支払うべき納付金について川崎市から貴店に納入の通知書等が送付されたときは、私に通知することなく、振替日に当該納付金額を指定預金口座から引落しの上、川崎市の歳入金として収納してください。
※２　預金の引落しに当たっては、当座勘定規定又は預金規定にかかわらず、小切手の振出し又は預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません。
※３　指定預金口座の残高（当座貸越（自動貸付）を利用できる範囲内の金額を含む。）が振替日において、納付すべき金額に満たないときは、私に通知することなく、当該納入の通知書等を川崎市に返却されても差し支えありません。
※４　この契約は、常時残高不足等により、貴店又は川崎市が必要と認めた場合には、解除されても異議ありません。
※５　引き落とされた納付金についての領収書の請求はいたしません。

ゆうちょ銀行　※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。					口座名義人住所
金融機関番号		通帳記号（０桁目がある場合は「の欄」にご記入ください。）		通帳番号（右ヅメ）	
９ ９ ０ ０		の			払込開始（利用廃止）　年　月

年金からの差引きによる納付（特別徴収）の方へ	年金からの差引きによる納付（特別徴収）から口座振替による納付に変更する場合は、口座振替の申込とともに「国民健康保険料納付方法変更申出書」の提出が必要になりますので、住所地を管轄する区役所の国民健康保険担当へお問い合わせください。

金融機関受付日附印

金融機関⇒依頼者３枚目

（第４号様式）

口座振替納付依頼書（川崎市控）

（宛先）川崎市（区）長

該当に○印を付けてください。

年　月　日

依頼先		
銀行等（ゆうちょ銀行を除く）	銀行・金庫・組合	本店・支店・出張所
ゆうちょ銀行	横浜貯金事務センター	様

区分		
①	新規	約定その他記載事項を確認の上、依頼します。
②	取消	取消しをしたいので届け出ます。
③	変更	振替方法を変更したいので届け出ます。

納入(付)義務者				
住所	〒　－ 川崎市　区			
フリガナ		電話番号	自宅	（　）　－
氏名			携帯電話その他	（　）　－

種別（該当する保険料を選択してください）		被保険者番号（保険証の番号を記入してください）	納付方法（※1） 全期	期別
○	国民健康保険料	記号 5 0 －	○	○
○	後期高齢者医療保険料	××	○	○
○	介護保険料		×	○

※どちらか選択してください。
（介護保険料は期別のみ）
【全期】
１年分を第１期の納期の27日に振替します。
（第１期は、国保６月、後期７月、介護４月です。）
【期別】
各期別の納期の27日に振替します。（※2）

※1　全期振替のお申し込みが第１期の振替に間に合わない場合は、その年度については「期別振替」となり、翌年度から「全期振替」となります。
また、振替方法の選択がない場合は、「期別振替」となります。

※2　27日が土曜日・日曜日・祝日など金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が振替日となります。

口座振替契約確認書控

（記入上の注意）

1　ボールペンで強くお書きください。フリガナの濁点・半濁点は１マス、姓と名の間も１マスあけてください。

2　住所欄は、アパート名・棟なども詳しくご記入ください。

3　太線で囲まれている箇所を記載してください。

（貼付欄）

口座名義人（左ヅメでカタカナ書き・姓と名の間は１マス空ける）

（氏名）

指定預金口座						
銀行等（ゆうちょ銀行を除く。）の場合						
金融機関番号	店番号	預金種目		口座番号（右ヅメ）		
		①	普通			
		②	当座			
ゆうちょ銀行の場合						
ゆうちょ銀行番号	通帳記号			の	通帳番号（右ヅメ）	
９９００	1		0			

※　ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

川崎市処理欄	
年　月から開始します。	
取りまとめ課	受付印
健康福祉局 （国保）収納管理課 044-200-3595 （後期）医療保険課 044-200-2655 （介護）介護保険課 044-200-2691	

（第５号様式）

口 座 振 替 納 付 依 頼 書（本人控）

（宛先）川崎市（区）長

年　月　日

依頼先		
銀行等（ゆうちょ銀行を除く）	銀行 金庫 組合	本店 支店 出張所 様
ゆうちょ銀行	横浜貯金事務センター	様

区分		
①	新規	納定その他記載事項を確認の上、依頼します。
②	取消	取消しをしたいので届け出ます。
③	変更	振替方法を変更したいので届け出ます。

納入(付)義務者				
住所	〒　－ 川崎市　区			
フリガナ		電話番号	自宅	（　）　－
氏名			携帯電話 その他	（　）　－

種別（該当する保険料を選択してください）	被保険者番号（保険証の番号を記入してください）	納付方法（※1） 全期	期別
○ 国民健康保険料	記号 50 －	○	○
○ 後期高齢者医療保険料	××	○	○
○ 介護保険料		×	○

※どちらか選択してください。
（介護保険料は期別のみ）
【全期】
１年分を第１期の納期の27日に振替します。
（第１期は、国保６月、後期７月、介護４月です。）
【期別】
各期別の納期の27日に振替します。（※2）

※1　全期振替のお申し込みが第１期の振替に間に合わない場合は、その年度については「期別振替」となり、翌年度から「全期振替」となります。
また、振替方法の選択がない場合は、「期別振替」となります。

※2　27日が土曜日・日曜日・祝日など金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が振替日となります。

口座振替契約確認書控

（貼付欄）

口座名義人（左ヅメでカタカナ書き・姓と名の間は１マス空ける）

（氏名）

指定預金口座				
銀行等（ゆうちょ銀行を除く。）の場合				
金融機関番号	店番号	預金種目	口座番号（右ヅメ）	
		① 普通 ② 当座		
ゆうちょ銀行の場合				
ゆうちょ銀行番号	通帳記号	の	通帳番号（右ヅメ）	
９９００	１　　０			

※　ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。

川崎市処理欄	
年　月から開始します。	
取りまとめ課	受付印
健康福祉局 （国保）収納管理課 044-200-3595 （後期）医療保険課 044-200-2655 （介護）介護保険課 044-200-2691	

（第６号様式）

年　月　日

川崎市　　区長

国民健康保険料口座振替開始（変更）のお知らせ

ご依頼のありました国民健康保険料の口座振替（自動払込）につきまして、
次のとおり取扱いを開始（変更）しますので、お知らせいたします。
取扱金融機関・口座番号等をご確認ください。

被保険者番号					
取扱金融機関					
預貯金種別		振替方法		口座番号	
口座名義人					
開　始　月	年　月から				

○　国民健康保険料の口座振替日は毎月２７日です。
（２７日が土、日、祝日など、金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日が振替日になります。）
なお、開始月の保険料が納付済または発生していない場合、納めていただく保険料が発生した月から振替いたします。

※　口座振替（全期）の開始が６月（第１期）に間に合わない場合、当該年度は期別振替で引き落とします。

○　振替日前にあらかじめ預貯金残高のご確認をお願いいたします。
万一、振替ができないときは再振替いたしません。翌月納付義務者（世帯主）あてに督促状兼納付書を送らせていただきますので、指定納期限までに納付書に記載されている納付場所でお納めください。

○　口座振替による納付額については、領収書が発行されませんので、通帳記入により納付状況をご確認ください。

○　金融機関の統廃合があった場合、旧金融機関名・旧店舗名が表示されることがありますのでご了承ください。

○　口座の名義変更をされた場合は、再度、口座振替（自動払込）のお手続きが必要になります。

このお知らせについてご不明な点がある場合は、お問い合わせ先へおたずねください。

お問い合わせ先

（第７号様式）

《1枚目》

川崎市 収納済通知書 公 納

口座番号	加入者
00230-0-960211	川崎市会計管理者

（川崎市保管）①

ID	年度	区分	会計	款	項	目	節	細節	細々節
70									

調定番号	金額 十億	百万	千	円

整理番号	納人コード	執行課

〔納人〕 □□□－□□□□ 様

内訳

収納日付印

〔納付場所〕
川崎市が指定する金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、労働金庫、商工中金、ゆうちょ銀行・郵便局）

執行課(所)名

取りまとめ店
ゆうちょ銀行振込事務センター〒234-8794

《2枚目》

川崎市 原 符 公 納

口座番号	加入者
00230-0-960211	川崎市会計管理者

（金融機関保管）②

ID	年度	区分	会計	款	項	目	節	細節	細々節
70									

調定番号	金額 十億	百万	千	円

整理番号	納人コード	執行課

〔納人〕 □□□－□□□□ 様

内訳

収納日付印

執行課(所)名

《3枚目》

川崎市 納付書・領収書

（納人保管）③

ID	年度	区分	会計	款	項	目	節	細節	細々節
70									

調定番号	金額 十億	百万	千	円

整理番号	納人コード	執行課

〔納人〕 □□□－□□□□ 様

内訳

上記の金額を領収しました。

領収日付印

〔納付場所〕
川崎市が指定する金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合、労働金庫、商工中金、ゆうちょ銀行・郵便局）

執行課(所)名

（第８号様式）

年度会計
年度賦課　　（国民健康保険料）
年　月　日　振替分

口座振替請求及び振替結果総括書

川崎市長

取りまとめ金融機関 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

					金融機関記入欄			
連番	金融機関No.	金融機関名称	振替請求件数	振替請求金額	振替不能件数	振替不能金額	振替済件数	振替済金額

取りまとめ店 ⟷ 収納管理課
川崎市

（第８号様式）

（第９号様式）

（第９号様式）

年度会計

国民健康保険料

口座振替明細書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿　　　　年　月　日 振替分

川崎市
健康福祉局
収納管理課

No.	調定 賦課 通知書番号	被保険者番号	氏名 住所	種別 口座番号 口座名義人	期	不能理由
合計						

川崎市

銀行処理欄			
	振替不能及び振替停止	件	円
	振替済	件	円

（注）振替不能分がでたときは、振替不能欄に次の理由に該当する数字を記入してください。

① 資金不足
② 預金取引なし
③ 預金者の都合による振替停止
④ 預金口座振替依頼書なし
⑧ 委託者の都合による振替停止
⑨ その他

市（収納管理課）
↑↓
取りまとめ店・取扱店

（第10号様式）

国民健康保険　振替停止分連絡票

銀行コード	取扱店コード

銀行名　　様

振替月日　　年　月　日

川崎市　　区役所
支所区民センター

預金種別	口座番号	口座名義人	被保険者記号番号	月分	保険料	備考

御注意　上記の者は、口座振替明細書に記載されておりますが、都合により振替を停止してください。
また、口座振替明細書の不能理由欄には⑧（委託者の都合による振替停止）を記入するようお願いします。

（第10号様式）

（第11号様式）

国民健康保険　振替停止分連絡票（ゆうちょ銀行用）

ゆうちょ銀行番号
9 9 0 0

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

振替月日　　年　月　日

川崎市　　区役所
、　支所区民センター

通帳記号	預金種別	口座番号	口座名義人	被保険者記号番号	月分	保険料	備考
				—			
				—			
				—			
				—			
				—			
				—			
				—			
				—			
				—			
				—			

御注意　上記の者は、口座振替明細書に記載されておりますが、都合により振替を停止してください。
また、口座振替明細書の不能理由欄には⑧（委託者の都合による振替停止）を記入するようお願いします。

（第11号様式）